

令和元年10月4日
総務部職員課

江東区職員の給与に関する条例の一部改正について（概要）

項目	条例	内 容
改正の趣旨		地方公務員法の一部改正により新たに会計年度任用職員制度が創設されるとともに、成年被後見人及び被保佐人が欠格条項から削除されること等に伴い、条例の一部を改正する。
目的	第1条	会計年度任用職員の給与に関する事項は、別に条例で定める旨規定する。
臨時的任用職員	第23条、 第27条の 7	臨時的任用職員の給与について所要の規定整備を行うとともに、臨時的任用職員には昇格及び昇給に関する規定を適用しない旨規定する。
欠格条項	第27条、 第27条の 2、第27 条の4	成年被後見人及び被保佐人に係る欠格条項に係る規定を削る。
附則		令和2年4月1日から施行する。 ただし、欠格条項に関する改正規定は令和元年12月14日から施行する。

江東区職員の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 <u>教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第2条第1項に定める教育公務員(区立幼稚園の園長及び教員に限る。)</u>の給与に関する事項は、別に条例で定める。</p> <p>(加える)</p> <p>(加える)</p> <p>第2条～第6条 (略)</p> <p>(初任給及び昇格昇給等の基準)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 <u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)</u>の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>9 (略)</p> <p>第8条～第22条 (略)</p> <p>(<u>臨時職員</u>の給与)</p> <p>第23条 臨時的に任用される職員の給与は、任命権者が職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で人事委員会の承認を得て定める。</p> <p>2 (略)</p> <p>第24条～第26条 (略)</p> <p>(期末手当)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 <u>次の各号に掲げる職員の給与に関する事項は、別に条例で定める。</u></p> <p>(1) <u>教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第2条第1項に定める教育公務員(区立幼稚園の園長、副園長、教諭及び養護教諭に限る。)</u></p> <p>(2) <u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(教育公務員特例法第2条第1項に定める教育公務員のうち、区立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の講師を含む。)</u></p> <p>第2条～第6条 (略)</p> <p>(初任給及び昇格昇給等の基準)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 <u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)</u>の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>9 (略)</p> <p>第8条～第22条 (略)</p> <p>(<u>育児休業に伴う臨時的任用職員</u>の給与)</p> <p>第23条 <u>育児休業法第6条第1項の規定により臨時的に任用される職員(常時勤務を要するものを除く。)</u>の給与は、任命権者が職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で人事委員会の承認を得て定める。</p> <p>2 (略)</p> <p>第24条～第26条 (略)</p> <p>(期末手当)</p>

第27条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下この条から第27条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第27条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。

2～5 （略）

第27条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) （略）

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）

(3)・(4) （略）

第27条の3 （略）

（勤勉手当）

第27条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。

2～6 （略）

第27条の5・第27条の6 （略）

（特定職員についての適用除外）

第27条の7 （略）

2 （略）

第27条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下この条から第27条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第27条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。

2～5 （略）

第27条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) （略）

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員

(3)・(4) （略）

第27条の3 （略）

（勤勉手当）

第27条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。

2～6 （略）

第27条の5・第27条の6 （略）

（特定職員についての適用除外）

第27条の7 （略）

2 （略）

<p>(加える)</p> <p>第27条の8 (略)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>別表第1～別表第5 (略)</p>	<p>3 <u>第7条第2項から第6項までの規定は、臨時的に任用される職員には、適用しない。</u></p> <p>第27条の8 (略)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>別表第1～別表第5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第27条第1項、第27条の2第2号及び第27条の4第1項の改正規定は、令和元年12月14日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 第27条第1項、第27条の2第2号及び第27条の4第1項の改正規定の施行の日前に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）第44条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「旧法」という。）第16条第1号に該当して旧法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、この条例による改正後の第27条第1項、第27条の2第2号及び第27条の4第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>
---	---